

公益財団法人 岡山県老人クラブ連合会 表彰規程

第1条 この規程は、岡山県内における老人クラブの運営ならびに指導に功労のあったもの及び優良老人クラブを顕彰し、その功を讃え、もって老人福祉の発展に資することを目的とする。

第2条 顕彰は、次の各号の_____に該当するものについて行う。

(1) 老人クラブ運営功労者

単位クラブ会長，市町村・支部地区等老人クラブ連合会会長を対象とする
老人クラブの運営に多年従事し，その功績が顕著であるもの

(2) 老人クラブ運営協力者

単位クラブ役員，市町村・支部地区等老人クラブ連合会役員を対象とする
老人クラブの運営に多年協力し，その功績が顕著で他の範とするにたるもの

(3) 優良老人クラブ

市町村・支部地区等老人クラブ連合会，単位クラブを対象とする
老人クラブの組織・活動ともに優秀であって，会員の福祉と地域社会福祉増進に貢献し，他の範とするにたるもの

(4) 協 助 者

老人クラブ外部の団体・個人を対象とする
外部の団体・個人が，老人クラブの運営に対し，長期にわたり特別の協力，又は援助をなし地域の老人クラブ活動に対する意識向上を図るもの

第3条 顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることによって行い、あわせて記念品を贈ることができる。

第4条 顕彰は、市町村老人クラブ連合会長の申請によって、県老人クラブ連合会がこれを行う。

- 2 ・第2条第3号の協助者の申請には、協力又は援助をうけた老人クラブを管轄する市町村老人クラブ連合会長の副申を添付しなければならない。

第5条 被表彰者の功績認定および顕彰の方法については、公益財団法人岡山県老人クラブ連合会会長表彰選考委員会に諮り、過半数の委員の賛成をもって決定する。なお、当該事案について、利害関係のある委員は採決に加わることが出来ない。

附 則

この規程は昭和51年4月 1日から施行する。
この規程は昭和59年6月15日から施行する。
この規程は平成17年6月 1日から施行する。
この規程は平成22年4月 1日から施行する。
この規程は平成23年4月 1日から施行する。
この規程は平成24年4月 1日から施行する。